

## 子育て支援事業本部 新時代行政プラン・アクションプラン

「新時代行政プラン・アクションプラン」における子育て支援事業本部のアクションプランを重点改革項目別にまとめました。

### 【重点改革項目】

市民ニーズと協働を基準とする行政運営（重点改革項目1）

民間度チェックと最適なサービス供給主体の選択（重点改革項目6）

## 《重点改革項目1》市民ニーズと協働を基準とする行政運営

行政運営の基準を、「変化し多様化する市民ニーズに応えること」、「公的サービスへの市民の満足度を高めること」及び「市民との協働」とします。

### 1 市民ニーズの把握と情報提供

政策決定プロセスをはじめ市政情報を積極的に提供します。提供にあたっては市・区のホームページをはじめ、さまざまな手法を活用します。

### 2 市民との協働

- (1) 福祉サービスについて、事業者が自主的にサービスの質の向上を図り、また利用者が適切にサービス事業者を選択できるよう、NPO、ボランティア、事業者、学識経験者等の参画を得て第三者評価をモデル実施し、評価の普及・定着を図ります。
- (2) 施策や施設整備計画の策定過程に、市民参加の手法(パブリック・インボルブメント)を導入します。

#### 《表の見方》

○ 平成15年度から18年度までに新たに取り組む項目の内容、スケジュール、目標を分野別に整理してあります。

取組項目	内 容	スケジュール				目 標
		15	16	17	18	
<b>■市政情報の積極的な提供</b>						
保育所整備情報の積極的提供	保育所整備に関する情報を、市ホームページの「子育て情報局」を通じて積極的に提供する。	検討	実施	推進	→→→	保育所整備に関する最新情報が常に提供され、事業者が参入しやすい環境が整うとともに、市民が保育所を選ぶ目安となっている。
子育て白書の発行	子育てに関する行政や地域の取組、さらに予算額や決算額などを紹介し、市民、NPO、行政職員などが事業を評価したり、今後の子育て支援事業のあり方を検討できるような資料となるような冊子を作成する。	編集委員会の設置 白書の発行	白書の発行	白書の発行	白書の発行	市民に分かりやすい情報提供
<b>■市民との協働事業の推進</b>						
民間保育所への第三者評価の導入	市有地の貸与により整備・運営している民間保育所に第三者評価を導入する。	検討	実施	推進	→→→	サービスの質の向上及び利用者の保育所選択時の情報提供の促進

取組項目	内 容	スケジュール				目 標
		15	16	17	18	
<b>■施策立案や施設整備計画への市民参加</b>						
次世代育成支援行動計画の策定に向けた市民との協働	「子育て支援計画」に代わる、次世代育成支援対策推進法に基づく、市の「次世代育成支援行動計画」の策定にあたり、市民を含む検討委員会を設置する。	市民ニーズ調査	既存・新規施策の検討 市民を交えた検討委員会を設置し、行動計画策定	進捗状況の把握・評価	進捗状況の把握・評価	行動計画の策定にあたり、子育て支援サービスの利用者及び提供者である市民の参加を得る。
市民を含めた地域子育て支援センター機能の検討	市民・NPO・学識経験者・行政等による検討委員会を設置し、地域子育て支援センターの機能として考えられる、「子育て相談」、「親と子のつどいの場の提供」、「育児教室」、「子育て支援情報の発信」などのサービス提供についての検討を実施。	検討委員会の設置	地域子育て支援センター機能の検討	整備計画の検討	推進	子育て支援に関する各種サービスの一体的な提供機能の拡充
市民を含めた病児・病後児保育と産後ヘルパー事業実施の検討	市民・NPO・学識経験者・行政等による検討委員会を設置し、病児・病後児保育と産後ヘルパー事業の、ニーズや制度の検討を実施。	検討委員会の設置	モデル事業の検討・実施	モデル事業の実施	事業評価	様々な保育等の実施による、地域における子育て支援の拡充
子育てサポートシステムの拡充	子育てサポートシステムをより利用しやすい制度とするためには、提供会員及び利用会員の一層の拡充が不可欠となっている。そのために、新たな市民団体の参加などを含めた拡充策を検討・実施する。	拡充策の検討	実施団体の調整等	拡充策の実施及びPR	推進	市民にとってより身近で利用しやすいシステムとなり、会員数及び援助件数が平成14年度に比べ1.5倍となっている。

## 《重点改革項目6》民間度チェックと最適なサービス供給主体の選択

すべての事業・業務を「民間度チェック」によりさまざまな角度から点検し、行政と市民、団体、企業との役割分担を明確にします。日常の旅費計算から局の中心事業そのものまで、間接コストを含めて、行政が公的サービスを担うことの妥当性を明確化します。これにより、サービスの質の向上と効率化を実現し、同時に事務事業のコストの徹底した削減を進めます。

### 1 事業のあり方検討

公的住宅供給等、市立病院、市立大学、市営交通事業、福祉施設などについて、あり方検討の結果を踏まえ、順次具体化するとともに、その他の事業についても時代の変化を踏まえ、あり方を検討します。

取組項目	内 容	スケジュール				目 標
		15	16	17	18	
<b>■事業等のあり方検討</b>						
放課後児童施策のあり方検討	<p>児童のニーズ把握を出発点として、今後の施策の方向性・事業内容を明らかにする。</p> <p>また、安定したサービス提供が可能となる実施形態を明らかにするとともに新たな事業の実施に向けて、具体的な調整等を行う。</p>	<p>今後の施策の方向性を検討。</p> <p>①課題の抽出・整理等 ②アンケート調査の実施 ③青少年問題協議会における審議の活用 ④「子どもたちの放課後懇話会」の設置・運営</p>	懇話会等において、実施プログラム等を検討	事業の実施形態等を検討。実施に向けた準備・調整		放課後児童の最も快適で安全な時間と場所の確保に向けた施策が確立されている。
<b>■時代やニーズの変化を踏まえた制度・仕組み・事業等の見直し</b>						
多様な保育所整備手法の導入	入所待機児童の解消に向けた、認可保育所の効率的な整備手法、及び、様々な事業主体が参入しやすい手法を検討の上導入する。	検討実施	推進	→→→	→→→	18年4月時点で待機児童が解消している。